


第5章 計画の指標

◆ 計画の指標の設定について

- ・本計画の進捗管理を行うために、3つの指標を設定しています。
- ・1つ目は、各分野の施策を通じた本市の障がい福祉施策全般の取組を評価するための**総合指標**を設定しました。
- ・2つ目は、各施策分野における重点施策の進捗状況を確認するための**成果指標**を設定しました。
- ・3つ目は、国が定める「障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）」に基づき、**成果目標**を設定しました。
- ・これら3つの指標に対する実績を確認し、計画の進捗評価を行い、見直しをしながら各事業を進めます。

1 総合指標

豊田市が暮らしやすいまちだと思ふ障がい者の割合の増加を目指します。

| 指標 | 現状値 | 目指す方向 |
|---|--------------------------|---|
| 「とても暮らしやすいまちだと思ふ」「どちらかと言えば暮らしやすいまちだと思ふ」と回答した障がい者の割合 | 60.1% (2019年度) |  |

※障がい福祉計画策定等に係る実態調査

【参考】暮らしやすさの理由に関する回答（抜粋）

<暮らしやすいまちだと思ふ理由>

- ・他の都市や地域に比べて福祉サービスや制度が充実している。
- ・市街地は歩道や店が広くて移動しやすい。
- ・市民が障がい者を自然に受け入れてくれていると感じる。

<暮らしやすいまちと思わない理由>

- ・障がい者に対する理解が不足している。
- ・情報が入手しにくい。
- ・障がい者が働ける職場や施設が少ない。

2 成果指標

各重点施策に成果指標を設定しています。各成果指標の詳細は第3章に記載しています。

<成果指標一覧>

| 施策分野 | 成果指標 | 現状値 | 目指す方向 |
|-----------------|-----------------------------------|--------------------|------------|
| まちと心のバリアフリー | 障がい福祉について関心がある市民の割合 | 53.8% | ↑ |
| 権利擁護・虐待防止 | 総合相談窓口への相談件数 ①実件数 ②延べ件数 | ① 516人 ② 1,684人 | ↑ |
| 意思疎通支援・ 情報保障 | 意思疎通に困る機会がある障がい者の割合 | 34.0% | ↓ |
| 事業所整備・ 運営支援 | 重度障がい者の受入れを行う事業所の数 | | ↑ |
| | 強度行動障がい ①生活介護 ②共同生活援助 | ①29か所 ②7か所 | |
| | 医療的ケア ①生活介護 ②共同生活援助 | ①12か所 ②3か所 | |
| 保健・医療 | 1年以上の医療保護入院者数 | 140人 | ↓ |
| 防災・防犯 | 障がい福祉サービス事業所のBCP策定率 ①震災時 ②風水害時 | ①10.4% ②7.5% | ↑ |
| 教育・保育・子育て | 医ケア児等をニーズに応じて受け入れた地域のこども園の数 | — | ニーズに応じた受入れ |
| 就労・雇用 | 障がい福祉サービス等を通じて一般就労した障がい者の数 | 64人 | ↑ |
| 生涯活躍 | 文化・芸術活動を行う障がい者の割合 | — | ↑ |
| | スポーツ・レクリエーション活動を行う障がい者の割合 | — | ↑ |

※医ケア児等を受け入れた地域のこども園の数については、単に数を増加させていくのではなく、利用者ニーズに応じて適切に受け入れられているかの評価を行います。

※文化・スポーツ活動を行う障がい者の割合は、全国値（文化芸術活動は29.3%（2017年11月文化庁実施調査）、スポーツ・レクリエーション活動は43.7%（2018年3月スポーツ庁実施調査））を基準値とし、中間見直しの際に比較を行います。

3 成果目標

国の基本指針に基づき、成果目標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【基準】2019年度末時点の施設入所者 234人

| 項目 | 目標 2023年度 | 基本指針 |
|------------------------|--------------|------------------------|
| 【目標 1-1】 地域生活への移行者数 | 14人 | 2019年度末時点の施設入所者の6%以上 |
| 【目標 1-2】 施設入所者の削減数 | 0人 | 2019年度末時点の施設入所者の1.6%以上 |

※国の基本指針では、2023年度末の施設入所者数を2019年度末時点から1.6%以上削減することとされていますが、本市では、施設入所を希望する人が一定数おり、重度障がい者等への対応を始め、一定の必要性があることを踏まえ、施設入所者数を削減する目標とはせず、現状維持(削減数0人)を目標値とします。

(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

| 項目 | 目標 2023年度 | 基本指針 |
|---|--------------|-------|
| 【目標 2-1】 地域生活支援拠点等が有する機能の充実に 向けた検証及び検討の実施回数 | 2回 | 年1回以上 |

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

| 項目 | | 実績 2019年度 | 目標 2023年度 | 基本指針 |
|--|----|--------------|--------------|----------------------|
| 【目標 3-1】 福祉施設から一般就労への移行者数 | | 64人 | 82人 | 2019年度実績の 1.27倍以上 |
| 【目標 3-2】 就労移行支援事業における一般就労への 移行者数 | | 52人 | 68人 | 2019年度実績の 1.3倍以上 |
| 【目標 3-3】 就労継続支援事業における一 般就労への移行者数 | A型 | 4人 | 6人 | 2019年度実績の 1.26倍以上 |
| | B型 | 5人 | 7人 | 2019年度実績の 1.23倍以上 |

| 項目 | 目標 2023年度 | 基本指針 |
|---------------------------------------|--------------|--|
| 【目標 3-4】 就労定着支援事業を利用して一般就労した利用者の割合 | 70% | 就労移行支援事業等を通じて一般就労した人のうち、就労定着支援事業を利用した人が70%以上 |
| 【目標 3-5】 就労定着率 80%以上の就労定着支援事業所の割合 | 70% | 就労定着率が80%以上の事業所が全体の70%以上 |

(4) 障がい児支援の提供体制の整備等

| 項目 | 目標 2023年度 | 基本指針 |
|--|--------------|-------|
| 【目標 4-1】 児童発達支援センターの設置箇所数 | (達成済み) | 1か所以上 |
| 【目標 4-2】 保育所等訪問支援の実施する事業所数 | (達成済み) | 1か所以上 |
| 【目標 4-3】 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所 | (達成済み) | 1か所以上 |
| 【目標 4-4】 重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所 | (達成済み) | 1か所以上 |
| 【目標 4-5】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 | (達成済み) | 設置 |
| 【目標 4-6】 医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置 | (達成済み) | 配置 |

※本市では、既に国の基本指針で示された内容を達成している状態であることから、目標設定は行いません。しかし、こども発達センターを始め、各事業所の利用者やその家族の声を丁寧に聴きながら、障がいの種別や年齢に応じたニーズに対して効果的な支援を提供できるよう、サービス体制の充実を図っていきます。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

| 項目 | 目標 2023年度 | 基本指針 |
|---|--------------|---------|
| 総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保 | 実施 | 実施体制を確保 |

※重点施策「重層的支援体制の推進」(P.19)において、複雑化・複合化する支援ニーズに対して、関係機関と連携した包括的な相談支援を実施します。

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

| 項目 | 目標 2023年度 | 基本指針 |
|---------------------------------|--------------|---------|
| 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 | 実施 | 実施体制を構築 |

※集団指導や実地指導を通して、事業所の人員・設備・運営基準を満たしているか確認するほか、必要な改善を指導することでサービスの質の向上を図ります。